

東京都北区立中学校外国語指導助手（ALT）派遣委託

プロポーザル

公 募 要 項

（兼実施説明書）

令 和 2 年 9 月

東 京 都 北 区

東京都北区立中学校外国語指導助手（ALT）派遣委託 プロポーザル公募要項（兼実施説明書）

1. 目的

本公募要項（兼実施説明書）は、東京都北区立中学校外国語指導助手（ALT）派遣委託の事業者を公募型プロポーザルにより選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2. 業務の概要

- (1) 業務名：東京都北区立中学校外国語指導助手（ALT）派遣委託
- (2) 業務内容：別紙「東京都北区立中学校外国語指導助手（ALT）派遣委託仕様書」のとおり
- (3) 契約期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日
- (4) 担当部署：東京都北区教育委員会事務局 教育振興部 教育指導課指導係
〒114-8546
東京都北区滝野川2丁目52番10号 北区役所滝野川分庁舎2階4番
電話：03-3908-9287 FAX：03-3908-9373
電子メールアドレス：k-shidou-ka@city.kita.lg.jp

3. プロポーザルの参加資格

関東1都・6県（埼玉県・千葉県・神奈川県・茨城県・栃木県・群馬県）で平成30年度及び令和元年度に公立の小学校もしくは中学校で外国語指導助手（ALT）の配置（派遣委託、事業委託は問わない）を行っている実績があり、熱意のある民間事業者等で、法人格を有する者（社会福祉法人、学校法人、NPO法人、株式会社等）。また、その実績において、契約を途中で解除されていないこと。

ただし、法人またはその役員等が次のいずれかに該当する場合は、応募できないものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、国、他の地方公共団体及び区の一般競争入札の参加を制限されている。
- (2) 役員等が禁固以上の刑に処せられその執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者が含まれている。
- (3) 会社更生法、民事再生法等による更生・再生手続き等を行っている。
- (4) 応募書類提出時点で、東京都北区の一般競争入札の参加停止または指名競争入札の指名停止等の措置を受けている。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団、またはその構成員、若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあり、事実上の運営に影響が及んでいる。（暴力団の利益となる活動を行うことを含む。）
- (6) 最近3年間の法人税、法人住民税（市町村民税法人分）、法人事業税、消費税及び地方消費税等を滞納している。

(7) 他に応募している法人と、主たる役員が重複している。

なお、応募者が契約書締結までの間に上記に規定する応募者資格を有しなくなった場合または提出された書類の記載事項が虚偽であることが判明した場合は、その時点で失格とする。

4. 公募対象

別紙仕様書のとおり。

5. 参考価格と最低制限価格の設置の有無

(1) 参考価格

¥23,500,000 (税込)

(2) 最低制限価格

設置しない。

6. 審査方法

本プロポーザルは公募型プロポーザルとし、2段階審査方式で実施する。

(1) 第一次審査・・・提出された書類による審査

※審査基準は、別紙1のとおり。

(2) 第二次審査・・・プレゼンテーション等による審査

参加法人全てに対して行うが、参加法人が多数の場合には第一次審査で選定された法人（上位3法人程度）に対して行う。

※審査基準は、別紙1のとおり。

7. 応募手続き

(1) 参加表明書類について

提出書類の部数は全て1部とする。なお、同スケジュールで公募している東京都北区立小学校 外国語指導助手（ALT）派遣委託プロポーザルへの参加も同時に希望する場合、下記①～⑩の書類については、1部の提出で構わない（二重の提出は不要）。

・提出期限：令和2年9月18日（金）午後5時（必着）

・提出書類：①参加表明書（様式1）

②経営状況評価書（様式2）

※直近1年の財務状況について、公認会計士や税理士等が評価すること。なお、書類作成に係る費用は応募者負担とする。

③応募申込書（様式3）

④北区の競争入札参加資格を有している者は「東京電子自治体共同運営サービスの競争入札参加資格審査受付票」の写し（裏面印鑑証明部分も含む）

※受付票の写しの提出がある法人については、⑤、⑥の書類の提出は不要

⑤法人登記簿謄本（応募申込日3ヵ月以内に発行されたもの）

⑥印鑑証明書（応募申込日3ヵ月以内に発行されたもの）

- ⑦定款または寄附行為（最新のもの）（写し可）
- ⑧過去3年分の財務諸表等（貸借対照表・損益計算書・株主資本変動計算書・注記表等）（様式自由）（写し可）（試算表含む）
- ⑨過去3年分の法人税・法人住民税（市町村民税法人分）、消費税及び地方消費税納税証明書に未納がないことの証明（過去3年分の記載があるその1またはその3の3）（写し可）
- ⑩平成30年度及び令和元年度に公立の小学校もしくは中学校に配置（派遣委託、事業委託は問わない）した実績を証明する書類（写し可）
 ※配置実績を証明する書類とは、契約書の写し等で自治体の押印がある箇所を含めた全てのページを指す。なお、配置実績の全てを提出するが、都内実績分以外についてはリストを作成し添付しても構わない。

（2）提案書・提案価格見積書について

- ・提出期限：令和2年10月2日（金）午後5時（必着）
- ・提出書類：①提案書類
 ②提案価格見積書

【提案書類】

下記①～⑥までを作成のうえ【法人名記載1部、未記載16部】提出すること。

- ①業務委託実施における基本理念・基本方針について（様式4）
 - ア.基本理念について
 - イ.基本方針・目標について
- ②外国語指導助手（ALT）の配置実績について（様式5）
 - ア.地方公共団体との外国語指導助手（ALT）派遣委託（業務委託）契約の実績について
- ③外国語指導助手（ALT）の雇用状況について（様式6）
 - ア.外国語指導助手（ALT）の確保策及び採用基準について
 - イ.令和2年9月1日現在での雇入れ（登録）外国語指導助手（ALT）の人数・指導経験及び資格の有無について
 - ウ.賃金体系・勤務体系について
 - エ.各種保険への加入状況について
 - オ.健康診断（胸部レントゲンを含む）の実施状況について
- ④外国語指導助手（ALT）への研修・指導・管理体制について（様式7）
 - ア.外国語指導助手（ALT）関連部門の組織体制について
 - イ.研修・指導体制について
 - ウ.北区へ派遣する外国語指導助手（ALT）への研修・指導体制について
 - エ.管理体制について
 - オ.トラブル等への対応について

- ⑤北区の教育及び北区が目指す外国語指導への理解について（様式8）
ア.公立中学校における北区の外国語教育に対する考え方について
イ.北区の公立中学校における外国語指導助手（ALT）に必要な資質・能力について
ウ.学習指導要領、ティームティーチングについての考え

⑥個人情報及び学校運営上の秘密の保護について（様式9）

- ア.業務上知り得た個人情報及び学校運営上の秘密の漏えいや流用についての防止策

- ・提出様式：①いずれの書類も A4 とし、文字の大きさを9～11ポイントとすること。

なお、所定の様式内に収まれば各提案の行数や図表、カラー表記は任意に設定することを認めるが、ページ数の増は認めない。

- ②提案書類は、表紙に中学校希望の旨を記載し、順番通りに A4 ファイル左綴じで提出すること。

なお、同スケジュールで公募している東京都北区立小学校外国語指導助手（ALT）派遣委託プロポーザルへの参加も同時に希望し、かつ、両者の提案書類の内容が著しく類似する場合には、異なる箇所へのマーキング等により、違いが分かるよう明示すること。

また、Word または Excel 形式（Office 2016 以前のバージョンとすること）により電子データ（CD もしくは DVD）を提出すること。

※電子媒体（CD・DVD）は返却しない。

【提案価格見積書】

【法人名記載1部、未記載16部】提出すること。

様式は自由であるが、なるべく項目を細分化して尚且つわかりやすい見積書を作成し、見積額は税込（10%）の価格を記載すること。

なお、見積書作成にあたっては、委託仕様書内7（2）の「配置予定時間数」を参考とすること。

※人件費（社会保険料等を含む）とその他経費を分けて記載すること。

※参考までに、「時間単価」を記載すること。

（3）提出場所 〒114-8546

東京都北区滝野川2丁目52番10号（北区役所滝野川分庁舎2階4番窓口）

東京都北区教育委員会事務局 教育振興部 教育指導課指導係

電話 03-3908-9287

（4）提出方法 持参のみ

※受付は平日午前9時から午後5時まで

※提出書類を確認する都合上、前日の午後5時までに電話連絡のうえ、

持参すること。

- (5) その他 参加表明書を提出した上でなければ、提案書・提案価格見積書の提出は受付しない。ただし、参加表明書の提出時に、併せて提案書・提案価格見積書を提出しても構わない。

8. 審査結果の通知

選定の結果は、すべての応募法人に文書により通知する。

9. 委託契約

- (1) 初年度の契約は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。
- (2) 次年度以降の契約は、委託事務審査委員会に付議し、次年度も前年度の委託事業者が継続することが妥当と判断された場合は、引き続き契約を行う。ただし、事業内容が大幅に変更する場合はその限りではない。
- また、委託事務審査委員会に提出すべき資料の作成については、担当部署の指示に従うこと。
- (3) 契約金額については、委託事業者が決定となった後、協議・調整の上決定する。したがって提案段階での経費がそのまま契約金額になるとは限らない。

10. 公募説明会について

公募説明会は行わない。

11. スケジュール（予定）

令和2年 9月 4日（金）	公募要項の公表
令和2年 9月 4日（金）～ 9月10日（木）	質問受付期間
令和2年 9月18日（金）	参加表明書類 提出締切
令和2年10月 2日（金）	提案書・提案価格見積書 提出締切
令和2年10月20日（火）	第一次審査（書類審査）
令和2年11月 上旬	第一次審査結果通知
令和2年12月 上旬	第二次審査（プレゼンテーション審査）
令和2年12月 中旬	委託事業者内示・第二次審査結果の通知
令和3年 4月 1日（木）	委託開始

12. その他

- (1) 参加表明書類及び提案書、提案価格見積書に関する質問の受付
同スケジュールで公募している東京都北区立小学校外国語指導助手（ALT）派遣委託プロポーザルと併せて、質問を受け付けることとする。
- ・受付方法：電子メールのみ

- ・メールの件名：「東京都北区立小学校外国語指導助手（AL T）派遣委託・中学校外国語指導助手（AL T）派遣委託プロポーザル質問（社名）」とすること。
- ・受付期間：令和2年9月4日（金）～9月10日（木）正午まで
 ※受付期間外の質問については一切受け付けない。
 ※東京都北区立小学校指導助手（AL T）派遣委託・東京都北区立中学校外国語指導助手（AL T）派遣委託プロポーザル質問票（別紙2）に要旨を簡潔にまとめ、添付ファイルで送信すること。
- ・質問の回答：受付した質問内容と回答は、令和2年9月15日（火）までに北区公式ホームページに掲載する。
 ※質問がなかった場合は、ホームページへの掲載は行わない。
- ・受付アドレス：教育指導課 k-shidou-ka@city.kita.lg.jp

(2) 無効となる参加表明書類または応募書類

参加表明書類または応募書類が次の条件のいずれかに該当する場合には無効となることがある。なお、無効となったときは、その時点でプロポーザルの参加者を失格とする。

- ①提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
- ②指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ③虚偽の内容が記載されているもの。
- ④審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの。

(3) 提出等に伴う費用

参加表明書類及び応募書類の作成並びに提出に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

- (4) 提出期限以降における参加表明書類及び応募書類等の差し替え並びに再提出は認めない。但し、担当部署の指示による差し替え及び再提出はこの限りでない。
- (5) 提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。
- (6) 提出された参加表明書類及び応募書類等は返却しない。
- (7) プロポーザル審査の過程については、公表しない。
- (8) 区が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的での使用を禁ずる。
- (9) 本書及び付随資料等により知り得た情報については、第三者に開示してはならない。
- (10) 応募者の書類は、公表等に必要な場合、無償で使用できるものとする。また、委託契約締結後は、公正性、透明性及び客観性を期するため、公表することがある。決定事業者の提案内容について情報公開請求があった場合は、東京都北区情報公開条例に基づき公開する。
- (11) この要項に定めるもののほか、必要な事項については審査委員会が別に定める。

【別紙】

- 別紙1. 東京都北区立中学校外国語指導助手（AL T）派遣委託プロポーザル審査基準
- 別紙2. 東京都北区立小学校外国語指導助手（AL T）派遣委託及び東京都北区立中学校外国語指導助手（AL T）派遣委託プロポーザル質問票